

福島市中小企業小口融資要綱

(目 的)

第1条 この制度は、市内小規模企業者の経済的地位向上と経営の発展及び改善のため、小口融資を促進し、資金の供給の円滑化を図ることを目的とする。

(預 託)

第2条 福島市（以下「市」という。）は、この要綱の目的達成のため、財政資金を、市の指定する金融機関に預託するものとする。

2 指定金融機関は、前項の預託金を原資として預託額の5倍に相当する額を市内小規模企業者に融資するものとする。

(融資対象)

第3条 融資の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 一般枠

原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を引続き1年以上営み、その経営が健全でかつ市税を納入している中小企業者（信用保証協会対象業種）で、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者とする。

(2) 震災特別枠

平成23年東日本大震災（以下「震災」という。）又は福島第一原子力発電所事故により事業活動に影響を受け、前第1号に該当する事業者で次のいずれかに該当するものとする。

- ① 震災により事業用資産の罹災証明書の交付を受けたもの。
- ② 最近3ヶ月間の売上高等が、震災の影響を受ける直前の同期に比して5%以上減少しているもの。（様式第2号）

(適用期間)

第4条 前条第2号に該当し融資を受けようとするものは、市の指定する金融機関に令和5年3月31日までに融資申し込みをしなければならない。

(貸付条件)

第5条 指定金融機関が第2条第2項の融資を行う場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 一般枠

- | | |
|---------|------------|
| ① 資金の用途 | 運転資金、設備資金 |
| ② 貸付金額 | 1企業500万円以内 |
| ③ 融資期間 | 5年以内 |

- ④ 返済方法 分割返済とする。ただし、返済期間1年以内の場合は一括返済を認める。(ただし1年以内の据置を認める)
- ⑤ 保証人及び担保 法人等の場合 保証人1名以上、必要により担保を徴する。
個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。
- ⑥ 貸付利率 固定 年利2.4%以内

(2) 震災特別枠

- ① 資金の用途 運転資金、設備資金
- ② 貸付金額 1企業300万円以内
- ③ 融資期間 5年以内
- ④ 返済方法 分割返済とする。ただし、返済期間1年以内の場合は一括返済を認める。(ただし2年以内の据置を認める)
- ⑤ 保証人及び担保 法人等の場合 保証人1名以上、必要により担保を徴する。
個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。
- ⑥ 貸付利率 固定 年利2.0%以内

(融資状況の報告)

第6条 指定金融機関は、事業計画の妥当性を検討して借入申込の受付の可否を決定し、受付が決定した場合は、借入申込書の写を市長宛にすみやかに提出するものとする。

2 指定金融機関は、その月分の融資状況を翌月10日まで市長宛報告するものとする。

附 則

この要綱は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、名称を「福島市小規模企業融資要綱」から「福島市中小企業小口融資要綱」と改称し、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

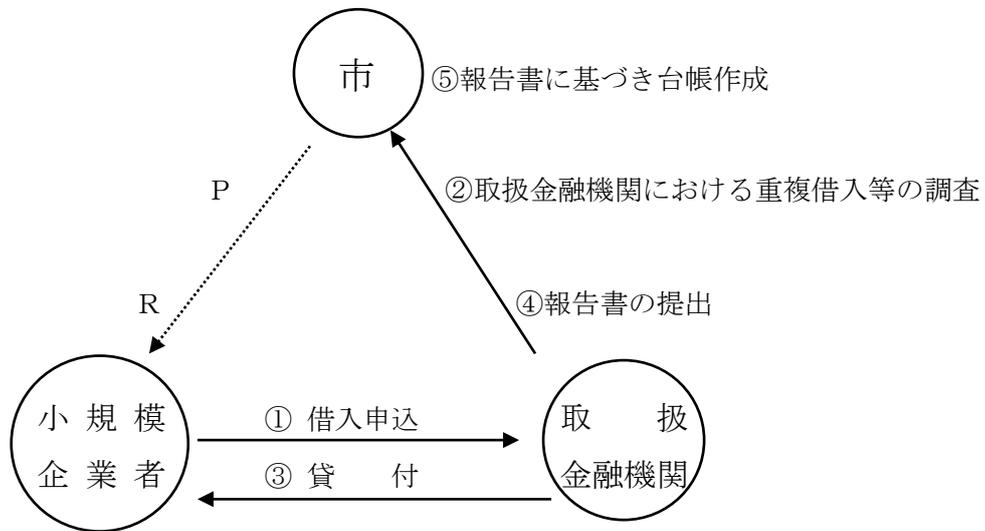
附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

◎ 申込みの手続き



福島市中小企業一般・小口融資制度(震災特別枠)の融資申込要件に関する報告書

平成 年 月 日

福島市指定金融機関 様

(申請者)

住 所 _____

名 称 及び

代表者氏名 _____ 印

連絡先(電話番号) _____

私は、_____業を営んでいるが、平成23年東日本大震災、又は福島第一原子力発電所事故による経済の収縮等の影響により、下記のとおり売上高等の減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますことを報告いたします。

記

1. 売上高等 ※1

最近3カ月間の売上高等 1

$(B) - (A) / (B) \times 100$ 減少率 % (△5%以上)

売上高(最近3ヶ月)

(A)：申請時点における最近3カ月間の売上高等 _____ 円

(B)：震災の影響を受ける直前の(A)の期間に対応する3カ月間の売上高等 _____ 円

対象月	対比年 (年)	対象月	今 年
月	円	月	円
月	円	月	円
月	円	月	円
計 (B)	円	計 (A)	円

2. 売上高(最近3ヶ月)の確認資料

- 試算表
 - 決算資料
 - 確定申告書資料
 - 売上台帳
 - その他(_____)
- 上記の該当する項目にチェックをしてください。

※1 売上等の見込額の比較はできません。売上等の実績額の比較とします。 注) 本書とは別に信用保証協会又は金融機関による金融上の審査があります。